

## 地方分権改革推進に関する指定都市の緊急意見

地方分権改革については、これまで指定都市市長会として、国から地方への事務・権限移譲や税源移譲など、国と地方の行財政制度のあり方について、数次にわたり提言発出や意見表明を行ってきた。

特に国直轄事業負担金のあり方については、国から一方的に額が提示されるのみで、その積算や使途の明細が明らかにされていないことを問題提起し、国と地方の役割分担を明確にした上で国直轄事業負担金について廃止することを重ねて主張してきた。

このような中、4月30日付で国土交通省より示された平成21年度の予定額通知は、事業費の積算根拠など不明な点が多く、不十分な内容であった。また過年度の使途についても明確に示されることはなかった。

また、国の出先機関改革に関しては、改革の具体的内容を早急に明らかにすることなどを求めてきたが、国の「出先機関改革に係る工程表」では、改革の具体的内容や出先機関職員の削減の数値が盛り込まれていないなど、必ずしも地方分権改革推進委員会の第2次勧告の趣旨や地方の意見が反映されたものとなっていない。

については今後、改革を具体的に推進するにあたり、国において地方の意見や地方分権改革推進委員会の勧告等を最大限尊重し、以下の点について早急に取り組むことを強く求める。

- 1 国直轄事業負担金について、平成21年度予算及び直近の決算について事業の具体的な内容と積算根拠を各都市に示すこと
  - ・各都市が適正な請求及び執行であることを確認し、市民への説明責任を果たせるよう、事業の具体的な内容と積算根拠を示すこと。
  - ・また、維持管理費に係る地方負担の即時廃止を含む負担金のあり方の見直しを行うこと。
- 2 出先機関改革について、改革の具体的内容や国における職員の削減数など具体的な数値を示すこと
  - ・改革の具体的内容及び地方へ移譲する事務・権限とその財源について明らかにすること。
  - ・改革にかかる地方への職員等の移管について議論するにあたっては、第2次勧告における試算を十分に踏まえ、国における職員の削減数など具体的な数値を示すこと。

平成21年5月27日  
指定都市市長会